

別表第1（第3条関係）

事業名	事業内容（サービス提供基準）
介護予防・生活支援サービス事業	
訪問型サービス	
訪問介護相当	旧介護予防訪問介護に相当するサービス
訪問型サービスA	主に雇用されている労働者により提供される生活支援等サービス。そのサービス内容については、訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平成12年3月17日老計第10号）に規定されたもの
訪問型サービスB	有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による生活援助等支援
通所型サービス	
通所介護相当	旧介護予防通所介護に相当するサービス
通所型サービスB	有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援
通所型サービスC	3～6か月の短期間で、保健・医療の専門職により提供される支援
介護予防ケアマネジメント	法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業